

○尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年3月2日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、公募するものとする。ただし、施設の性格、規模、機能その他の事情により公募によらないことが適当と認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする施設の事業計画書
- (2) 当該施設の管理に係る収支計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 前項の規定は、既に指定を受けている施設において、その指定期間の満了後の再指定を受けようとする場合について準用する。

(選定の基準)

第4条 市長は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、申請のあつた公の施設の管理を行わせるに最も適当と認められる申請者を指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請のあつた施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(選定結果の通知)

第5条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第6条 市長は、前条の規定による通知をした後、第4条の規定により選定した指定候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該指定候補者を除く申請者の中から再度同条の規定により指定候補者を選定することができる。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があつたときは、当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出等)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後(前条第1項の指定を受けた期間が1年間であつた場合においては、指定期間の満了後)60日以内に、指定を受けた施設(以下「指定管理施設」という。)に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止を命ぜられたときは、その指定を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた日(以下「処分を受けた日」という。)から起算して30日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 指定管理施設の利用に係る料金の収入の実績
- (3) 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、指定管理施設の管理の適正を期するため、定期又は必要に応じ、指定管理者に対し、その

管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(秘密を守る義務及び個人情報の取扱い)

第10条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し、その保有する個人情報の漏えい、き損又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、指定管理施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者の職務を退いた後においても、同様とする。

(令5条例4・一部改正)

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前3条の規定に従わないときその他指定管理者の責めに帰する事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第9条まで、第11条、第12条及び前条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(尾道市個人情報保護条例の一部改正)

2 尾道市個人情報保護条例(平成6年条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(尾道市情報公開条例の一部改正)

3 尾道市情報公開条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(御調町の編入に伴う経過措置)

4 御調町の編入の日前に御調町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年御調町条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例17・追加)

(因島市及び瀬戸田町の編入に伴う経過措置)

5 因島市及び瀬戸田町の編入の日前に因島市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年因島市条例第1号)又は瀬戸田町公の施設の指定管理者等に関する条例(平成16年瀬戸田町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例180・追加)

付 則(平成17年3月2日条例第17号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

付 則(平成17年12月21日条例第180号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

付 則(令和5年3月23日条例第4号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。